

奈良県告示第二百四十号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師として、次のとおり指定した。

平成二十六年十月七日

奈良県知事 荒井正吾

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	指定年月日
大住 周司	十津川村国民健康 保険小原診療所	吉野郡十津川村大 字小原二二五―一	内科（肢体不 自由）	平成二十六 年九月十二 日
笠原 勝幸	共和リハビリテー ション診療所	桜井市大字桜井二 六七―一	内科（肢体不 自由）	平成二十六 年九月十二 日
額田 昌門	社会福祉法人恩賜 財団済生会中和病 院	桜井市大字阿部三 二三	整形外科（肢 体不自由）	平成二十六 年九月十二 日
岩田 栄一朗	奈良県立医科大学 附属病院	○ 橿原市四条町八四	整形外科（肢 体不自由）	平成二十六 年九月十二 日
弘中 康雄	奈良県立医科大学 附属病院	○ 橿原市四条町八四	脳神経外科（ 肢体不自由）	平成二十六 年九月十二 日
内原 好信	奈良県立医科大学 附属病院	○ 橿原市四条町八四	整形外科（肢 体不自由）	平成二十六 年九月十二 日

白濱 彰彦	八十島 徳昭	鳥海 勇人	
濱医院 医療法人宣仁会白	山添村国民健康保 険東山診療所	奈良県立五條病院	
七十一 天理市杉本町二八	桐山六二番地の一 山辺郡山添村大字	目二一五九 五條市野原西五丁	
整形外科（肢 体不自由）	内科（肢体不 自由）	脳神経外科（ 肢体不自由）	
日 平成二十六 年九月十二	日 平成二十六 年九月十二	日 平成二十六 年九月十二	日